

令和7年第7回 三種町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和7年9月1日（月）午前8時53分
2 開催場所 農政庁舎 会議室
3 出席委員 田村 明、木村 信悦、櫻庭 一則
4 欠席者 飯塚 巧作
5 事務局 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗

6 付議された案件は、次のとおりである。

議案第52号 選挙人名簿に登録することについて
議案第53号 選挙人名簿から抹消することについて
報告第26号 登録の移替えをした者について
報告第27号 選挙権を有する者の50分の1の数について
報告第28号 選挙権を有する者の3分の1の数について
協議第 2号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
協議第 3号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正について
協議第 4号 三種町公職選挙執行規程の一部改正について
協議第 5号 令和8年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について

午前8時53分

三浦書記長 おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは令和7年第7回三種町選挙管理委員会を開催いたします。木村委員長からご挨拶をいただき、その後の進行の方もよろしくお願ひいたします。

木村委員長 おはようございます。7月の参議院選挙お疲れ様でした。今年度は今のところ選挙の予定はありませんが、来年度早々に町にとって大変重要な選挙がある予定ですので、引き続きよろしくお願ひいたします。

本日は、9月定時登録関係と町選挙関係の議案となっています

のでご審議の程よろしくお願ひします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、田村委員と櫻庭委員にお願いいたします。

それでは、定時登録関係ということで。議案第52号「選挙人名簿に登録することについて」事務局から説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第52号ですが、9月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の参議院選挙の選挙時登録の後に、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しています。

1の新有権者登録は、平成19年7月22日から平成19年9月2日までに生まれた方が対象で、人数は、男6人、女10人、計16人です。

2の転入登録は、令和7年4月3日から令和7年6月1日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男19人、女15人、計34人です。

よって、9月定時登録における登録者総数は、男25人、女25人、合計50人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願ひします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第52号は原案どおり決定します。次に、議案第53号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第53号は、9月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の随時抹消の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和7年7月19日から令和7年8月31日までの方が対象で、人数は、男18人、女20人、計38人です。

2の転出抹消者は、令和7年3月20日から令和7年4月30日までに町から転出した方が対象で、人数は、男27人、女42人、計69人です。

よって、9月定時登録における抹消者総数は、男45人、女62人、合計107人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3頁、転出抹消は4～5頁に記載しております。説明は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願ひします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第53号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第26号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

はい。報告第26号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の選挙時登録では、6月13日までの町内転居に係る移替えを報告しておりますので、今回の報告の対象は、6月14日から8月31日までに町内転居された方です。人数は、男4人、女13人、計17人です。

対象者については、別冊名簿の6頁に掲載しております。

報告は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願ひします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第26号は以上といたします。続きまして、報告第27号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と、報告第28号「選挙権を有する者の3分

の 1 の数について」は関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

檜森書記

はい。報告第 27 号は有権者の 50 分の 1 の数を、報告第 28 号は有権者の 3 分の 1 の数をご報告するものです。50 分の 1 の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3 分の 1 の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案 5 頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。初めに、有権者数になりますが、前回の登録者に新規登録 50 人を加え、抹消 107 人を引いた 12,685 人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを 50 で除した数は、6 頁に記載のとおり 254 となり、3 で除した数は、7 頁に記載のとおり 4,229 となります。

報告は以上です。

木村委員長

はい。報告第 27 号、第 28 号について、よろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第 27 号、第 28 号については、以上といたします。続きまして、協議第 2 号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」、協議第 3 号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正について」、協議第 4 号「三種町公職選挙執行規程の一部改正について」、一括して説明をお願いします。

宮田書記

協議第 2 号は、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について協議するものです。

公職選挙法施行令の改正により選挙公営の限度額が引上げられましたので、町の選挙公営についてもこれに準じた額に改正を行うというのが、改正の趣旨となっております。

具体的な改正内容については、2 の表にあります、ビラとポスターの作成単価の引上げとなっており、来年の町の選挙から適用の予定となります。

続いて協議第 3 号ですが、こちらは三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正について協議するものです。

同規程は、選挙公営の手続や様式等を定める告示となっており、協議第2号のとおり条例改正を行った場合は、様式に記載されている限度額を改める必要があります。また、町の方針により請求書への押印を廃止し、発行責任者等を記載する欄を加えております。

次に協議第4号ですが、三種町公職選挙執行規程の一部改正について、協議するものです。

公職選挙法施行令の改正により、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給する実費弁償及び報酬の額が引上げとなりました。町選挙の執行に係る実費弁償及び報酬の額についても、国の基準に準じた単価を用いるため、本規程の一部改正を行います。

具体的な改正内容については、2の改正内容の表にあります、実費弁償及び報酬の基準額の引上げとなっております。

また、(3)の不要な規定の削除及び(4)のポスター掲示場の材質について併せて改正を行います。こちらの規程も来年執行の町選挙からの適用を予定しております。

改正箇所については、条例は議案10頁～11頁、規程は13頁～16頁と19頁～21頁の新旧対照表をご確認ください。

最後に、今後の改正の流れですが、条例につきましてはすでに9月議会が告示されており、また町の選挙まで時間的余裕があることから、12月議会へ改正議案を提出いたします。

また、規則については順番的に先に条例を改正してからとなりますので、12月議会の後、3月の選挙管理委員会へ改正議案を提案予定しております。ですので、規則に関しては3月に提案しても問題なかったのですが、今回協議していただく条例と関連があり、またいずれも町の選挙に影響する内容でしたので、まとめて委員の皆様に御説明した方が分かりやすいと思いまして、議案提出の前に一度協議ということで今回説明させていただきました。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

木村委員長 事務局 ポスター掲示場の材質について、今後変更となる予定はあるか。今のところはありません。

木村委員長 他にご意見等無いようですので、協議第2号、協議第3号及び協議第4号は以上となります。続きまして、協議第5号「令和8年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について」説明をお願いします。

宮田書記 協議第5号は、令和8年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について協議するものです。

まず、23頁の「1」にありますように町長の任期満了日が令和8年5月17日、議会議員が令和8年5月31日となっております。2の選挙期日に関する公職選挙法の規定でございますが、原則として、(1)議会議員、長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行うこととされております。ただし、公職選挙法第119条第1項の規定により、議会議員の選挙及び長の選挙は同時に行うことができることとされております。

(2)をご覧ください。こちらが90日特例で、公職選挙法第34条の2第1項、読み替え規程の第4項でございます。

こちらの説明について、別冊でお配りしております協議第5号関連資料①と並べてご覧ください。この90日特例の解釈でございますが、議会議員又は長の任期満了日のうち先に到来する任期満了日、これは先に到来する任期満了日が町長の任期満了日となりますので5月17日(a)になります。この(a)が、あとに到来する任期満了日、こちらは、議会議員の任期満了日となるので5月31日(b)の前90日以内、3月1日(c)までの間にある場合においては、後の任期満了日の50日前に当たる日ですので、議員の任期満了日前50日にあたる4月10日(d)、又は前の任期満了日の30日前に当たる日、これが町長の任期満了日の前30日の4月17日(e)のいずれか遅い日、ですので4月17日から、前の任期満了日の50日後に当たる日、これは町長の任期満了日なので7月6日(f)、又は後の任期満了日のいずれか早い日、これが議員の任期満了日に当たるので5月31日、このいずれか早い日ですので、5月31日(b)までの間に、二つの選挙を同時に行うことができることとされております。

したがって資料①の表にありますとおり、90日特例により同時選挙を行う場合、実施可能となる期間は4月17日から5月31日までとなります。この90日特例の趣旨としては、まず1点

目は、投票率の向上です。間を置かずに選挙が行われる場合、後に行われる選挙の方が投票率が低くなる傾向があること。2点目は、有権者の負担軽減です。短期間に長と議会議員の二度の選挙を行うことは有権者に時間的な負担をかけるということ。3点目として、費用削減です。行政の停滞を生じさせるとともに選挙費用がかさむという理由から、90日特例という制度が設けられております。

3これまでの町長・議会議員選挙の執行状況でございますが、(1)平成18年については合併に伴う選挙でしたので、町長選挙、議会議員選挙ともそれぞれ選挙を行っております。

平成22年から令和4年までの任期満了に伴う選挙につきましては、いずれも90日特例を適用しております。

令和8年任期満了に伴う選挙ですが、はじめに、(1)選挙執行可能日についてです。

①単独選挙の場合ですが、町長選挙が4月17日から5月16日まで、議会議員一般選挙が4月30日から5月30日の間が選挙可能日となります。単独で実施する場合は25頁の①～④が選挙可能な日程となります。

次に②90日特例による同時選挙の場合ですが、関連資料②も一緒に御覧下さい。選挙可能な期間は、先ほど関連資料①でご説明した通り4月17日から5月31日までとなり、従って実際には①～⑦までの日程となります。町長の任期が5月17日までですので、この中で、①～⑤であれば町長の任期前、⑥以降は町長の任期満了後となり、仮に⑥以降の日程になりますと町長の不在期間が発生することとなります。

続いて単独選挙と同時選挙の場合の執行経費の比較ですが、令和4年執行時の実績をベースに、執行経費基準法改正による改定等を踏まえて比較しております。町長選挙、議会議員選挙をそれぞれ単独で行った場合、投票立会人報酬、職員時間外、消耗費、ポスター掲示場設置費用等を2回支出することになりますので、町長選挙で11,096千円、議会議員選挙で26,738千円、合計で37,833千円かかるという試算になります。同時選挙で行った場合は、今申し上げた費用が1回で済みますので、合計

で32, 307千円となり、単独選挙と比較した場合、5, 526千円の経費削減が見込まれます。

(3) その他考慮すべき事項といたしまして、26頁と27頁にに同時選挙のメリット、デメリットを載せております。まず、メリットについては、選挙執行経費を節減できる。有権者の利便性が図られる。選挙人の関心が高まり投票率向上が期待される。投票管理者・立会人・事務従事者の協力が得られやすい。投開票所が確保しやすい、これは公共施設の利用調整などがあげられます。デメリットといたしましては、立候補の機会が1回になってしまふ。これは片方の選挙で落選された方がもう一方の選挙に立候補する機会がなくなってしまうということです。また、町長選挙と議会議員選挙を混同して投票するおそれがあるということ。町長任期満了後に選挙期日を設定する場合、町長の不在期間が発生するということになります、メリット、デメリットについては以上となります。

最後に(4)事務局間での事前協議についてです。今回の選挙は、執行時期が三種中学校の開校と重なるため、事前に町議会事務局、教育委員会事務局と日程について協議を行いました。協議の結果事務局側といたしましては、経費削減等を考慮してこれまでの選挙と同様、90日特例による同時選挙で執行することと、三種中学校開校に関連する各行事や議会の日程との兼ね合いから、令和8年4月21日告示、26日投開票が望ましいという結論で同意を得ました。つきまして以上の内容を事務局案として示させていただき、本日委員の皆様に協議をお願いしたいと思います。

また、事務局案で過去の選挙より日程を早めた理由について少し補足させていただきます。

1つは、選挙後の6月議会に新人議員が出席できない問題を解決するため任期を短縮した関係で、同時選挙の実施可能期間そのものが前回と比較しても1箇月早まっています。

もう1つは、前回の選挙の後、町民と立候補者陣営の両方から、選挙期間が田植えの農繁期と重なるため避けて欲しいという意見が出ましたので、これらを踏まえ日付を設定いたしました。

なお、選挙日程の正式決定は次回12月の選挙管理委員会になりますが、本日の協議結果を情報提供という形で議会事務局と教

育委員会へ通知し、行事等の日程を決めるにあたって参考にしてもらう事としておりますので、日付については実質本日でほぼ固める必要があるということで委員の皆様には御理解いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひします。

櫻庭委員 投票所の借上料が発生する投票所は何か所あるのか。

事務局 町の管理でない施設で 11箇所あり、各 5 千円支払っている。

櫻庭委員 ポスター掲示場の予算は、民間の敷地等の借上料か。

事務局 土地に関しては無償で借りている。ポスター設置に係る業者への委託料となっています。

木村委員長 他にご意見等無いようですので、協議第 5 号「令和 8 年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について」は、令和 8 年 4 月 21 日告示、26 日投開票とし、同時選挙で執行するという内容をもって日程（案）とし、次回 12 月の選挙管理委員会で最終的に決定するということでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

それでは、本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4 その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

宮田書記 はい。はじめに協議第 5 号で了承いただいた選挙日程案ですが、現時点ではあくまで（案）の段階であり、まだオープンにはできませんので、委員の皆様方も十分ご配慮をお願いいたします。

檜森書記 次に、今後の日程についてご説明いたします。

（資料に基づき説明）

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

（「ありません。」の声あり。）

特に無いようですので、これで令和 7 年第 7 回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前10時8分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____